

高齢者向け

運転免許証自主返納支援事業



さくら市生活環境課 ☎ 028-681-1126

最近運転する
機会が減った…

家族から「運転が心配」
と言われた…

自分の運転に
自信がなくなった…

年齢を理由にそう感じている方、**運転免許の自主返納**を考えてみませんか？
さくら市では、高齢者が当事者となる交通事故を減らすため、全ての運転免許を自主返納した方への支援事業を行います。

支援内容

◎ 市内指定業者でご利用いただける**タクシー利用券1万5千円分**を支給します。

※ おひとり様1回限りです。

対象者

さくら市内に住民登録されている**満65歳以上**の方



申請手順

- ① さくら警察署、又は運転免許センターで運転免許証の返納を申請
- ② 交付された『運転免許の取消通知書』を添えて、さくら市役所生活環境課へ申請書提出
- ③ 提出された書類の確認・受理・審査を経て、『支給決定通知書』及び『タクシー利用券』を支給



詳しくは裏面をご覧ください →

お手続き方法

自主返納の手続き

- **受付場所** : さくら警察署交通課 (☎ 682-0110)
又は 栃木県運転免許センター (☎ 0289-76-0110)
- **受付時間** : 月曜日から金曜日まで (祝日、休日は除く)
午前 8時30分 ~ 11時30分、午後 1時 ~ 4時30分 (さくら警察署)
午前 8時30分 ~ 11時、午後 1時 ~ 3時 (運転免許センター)
- **必要なもの** : 有効期限内の運転免許証
- **注意事項** : 必ずご本人様がお手続きを行ってください。
 - ◆ 申請が受理されると、『申請による運転免許証の取消通知書』が交付されます。



支援事業申請書の提出

- **受付場所** : さくら市役所 生活環境課 (☎ 681-1126)
または、喜連川市民生活室 (☎ 028-686-6611)
- **受付時間** : 月曜日から金曜日まで (祝日、休日は除く)
午前 8時 30分 ~ 午後 5時 15分
- **必要なもの** : 『申請による運転免許証の取消通知書』、
支援事業申請書 (生活環境課、喜連川市民生活室窓口にあります)
 - ◆ 申請書に住所・氏名・生年月日等の必要事項を記入し、
タクシー利用券の支給を申請してください。
申請内容を確認 (申請日時時点で満65歳以上) し、不備がなければ、
『支給決定通知書』と『タクシー利用券』の交付を行います。
なお、自主返納した日から起算して1年以内が申請期限となります。



タクシー料金の割引

運転免許証の返納された方とその同乗者は、栃木県タクシー協会に登録のあるタクシー事業者を利用する場合、運賃10%割引となります。

割引の適用には、「運転経歴証明書」の提示が必要になります。

◎ ご不明な点などは、生活環境課生活安心係 (☎ 681-1126) までお問い合わせください。